



平成 24 年 5 月 18 日

各 位

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号
株式会社ア ク セ ル
代表取締役社長 佐々木 譲
(コード番号 6730 東証第 1 部)
問い合わせ先
取締役 管理グループ 千代進 弘
ゼネラルマネージャー
電 話 03-5298-1670

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 17 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 14 条及び第 23 条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第 22 条について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (招集権者及び議長)	第 3 章 株主総会 (招集権者及び議長)
第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役会長又は取締役社長</u> が招集する。 <u>取締役会長及び取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。	2 株主総会においては、 <u>取締役会長又は取締役社長のうち、あらかじめ取締役会の決議で定めた取締役</u> が議長となる。 <u>取締役会長及び取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 取締役社長は、取締役会の決議に基づき業務の執行を統括する。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><現行どおり></p> <p><現行どおり></p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集し、<u>その者が議長</u>となる。</p> <p>2 <u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>3 <現行どおり></p>

(注) 上記に記載されていない条項については変更ありません。

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催日 平成24年6月17日(日曜日)
- (2) 定款一部変更の効力発生日 平成24年6月17日(日曜日)

以 上